

記者発表資料  
平成27年11月20日  
水産業振興課  
担当者：吉田，武川（2931）

## 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う スズキの出荷制限指示の解除について

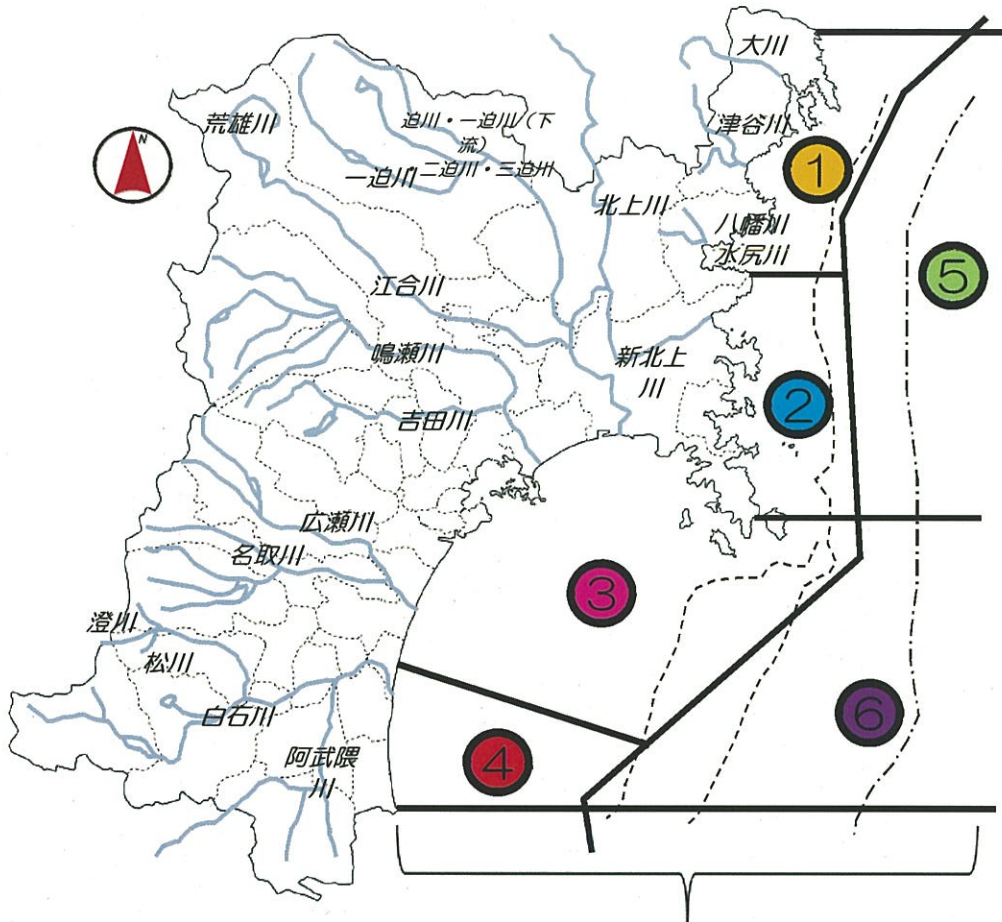
本日、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づき、平成24年10月25日付けで出荷制限が指示されていた宮城県沖の全海域におけるスズキについて、下記のとおり解除されましたのでお知らせします。

### 記

#### 出荷制限解除の内容

- (1) 対象魚種     スズキ
- (2) 対象水域     宮城県沖の全海域（別紙参照）

※今回の解除により、宮城県全海域で採取されるスズキの出荷が可能となりました。



平成27年11月20日解除範囲

海 域

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 宮城三陸北部海域 | ④ 仙台湾南部海域   |
| ② 宮城三陸中部海域 | ⑤ 金華山以北沖合海域 |
| ③ 仙台湾北中部海域 | ⑥ 金華山以南沖合海域 |

今回の解除の範囲